

## 気象警報発表時の対応について

気象警報が発表された場合の対応については下記のとおりです。

※令和8年5月下旬より気象の警報が変わります。[新たな防災気象情報について（気象庁）](#)

### 記

- 1 対象となる警報 <従来どおり>  
暴風警報、暴風雪警報、特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）

<令和8年5月より追加>

レベル4 氾濫危険警報 レベル4 大雨危険警報  
レベル5 氾濫特別警報

- 2 対象となる地域 京都・亀岡又は京都府南部

- 3 生徒の対応

- (1) 特別警報・レベル5 氾濫特別警報

ア 午前7時の時点

発表中	臨時休業 ※その後解除されても1日臨時休業
解除	1限 通常授業

※7時以降始業前までに警報が発表された場合も臨時休業とする。

- (2) 暴風警報・暴風雪警報・レベル4 氾濫危険警報・レベル4 大雨危険警報

ア 午前7時の時点

発表中	自宅待機
解除	1限 通常授業

イ 午前9時の時点

発表中	臨時休業
解除	3限 授業開始

- 4 公共交通機関の運行に係る登校について

- (1) 公共交通機関が運休している場合は、その回復を待って、安全を確認した上で登校すること。  
他の公共交通機関が振替輸送をしている場合は、それを利用して登校すること。
- (2) 居住地に土砂災害危険警報・特別警報が発令されたり、公共交通機関の運行が見込めず登校できないとき等は、避難または自宅で待機し登校後にそのことを学習支援部に申し出ること。

- 5 その他

- (1) 電話で学校に問い合わせないこと。（学校の電話回線は緊急連絡に使用するため。）
- (2) 休業にならない場合（大雨警報・洪水警報等）でも、登下校には十分注意して行動すること。